

# **大同大学における公的研究費の使用に関する行動規範**

(平成 28 年 4 月 1 日学長裁定)

2023 年 4 月 1 日改正

この行動規範は、大同大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学の教職員が研究活動において、大同大学公的研究費の適正な運営・管理に関する規程第 2 条に規定する公的研究費（以下「公的研究費」という。）を使用する上での行動規範を明らかにするものである。

1. 本学の教職員は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、研究計画に基づき適正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 本学の教職員は、公的研究費の使用に当たり、関係法令並びに学内の諸規程及び使用ルール等を遵守しなければならない。
3. 本学の教職員は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう行動しなければならない。
4. 本学の教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。